

労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要について（諮問）（個人事業者等災害報告制度関係）

第177回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

改正省令案の概要（業務上災害報告関係）

1. 改正の趣旨

個人事業者等の業務上災害については、現在、網羅的に把握する仕組みがないことから、労働者死傷病報告の仕組みを参考にして、個人事業者等の業務上災害の報告制度を創設することにより、労働災害防止をはじめとする施策の検討に資する。

※ 改正労働安全衛生法（以下「法」という。）第100条の2第2項の規定により、厚生労働大臣は、調査のために必要なときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業を行う者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができることとされた。また、厚生労働大臣の調査に係る権限は労働局長や労働基準監督署長に委任できることとされている。

2. 改正の概要（その1）

（1）個人事業者等が労働者と同じ場所における就業に伴う事故等により、死亡し、又は休業（4日以上）した場合には、以下のとおり、所轄労働基準監督署が情報を把握できるよう、関係者に必要事項の報告を義務付ける【罰則なし】。

- ① 災害発生場所における直近上位の注文者（特定注文者）※（当該者が存在しない場合には、災害発生場所を管理する事業者（災害発生場所管理事業者）。以下「報告主体」という。）は、個人事業者の業務上の災害を把握した場合には、所轄労働基準監督署に個人事業者の当該災害について遅滞なく報告することとする。
- ② 上記①の場合において、個人事業者が災害発生的事实を伝達・報告することが可能な場合には、個人事業者は、報告主体に業務上災害について遅滞なく報告することとする。
当該報告を受けた報告主体は、その内容を踏まえ、必要事項を補足した上で所轄労働基準監督署に遅滞なく報告することとする。
- ③ 中小企業の事業主や役員の業務上災害については、上記①、②にかかわらず、所属企業は、所轄労働基準監督署に遅滞なく報告することとする。

※ 個人事業者が請け負った仕事の注文者（当該仕事为数次の請負契約によって行われるときは、当該注文者の請負契約の先次のすべての請負契約の当事者である注文者を含む）であって、自らも当該場所で仕事を行う者（当該仕事为数次の請負契約によって行われるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうち当該個人事業者に対して最も後次の請負契約における注文者）

改正省令案の概要（業務上災害報告関係）

2. 改正の概要（その2）

（2）個人事業者等の脳・心臓疾患及び精神障害事案については、上記（1）によらず、個人事業者等（中小事業の事業主や役員の場合は所属企業）が直接、労働基準監督署に報告することができることとする。

（3）上記（1）及び（2）のうち労働基準監督署への報告は、電子情報処理組織を使用することを原則とし、報告事項については、労働者死傷病報告の報告事項を参考（下線部は個人事業者等で追加となる事項）とし、以下に掲げる事項とする。

①報告者に関する情報

労働保険番号、事業場の名称、災害発生場所の事業場や工事名、元方事業者名称等

②被災者に関する情報

氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、経験期間、傷病名、傷病部位、特別加入の状況、休業見込期間又は死亡日時、外国人の場合における国籍等

③災害に関する情報

負傷又は疾病の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因

④その他

報告年月日、報告者の職氏名

※ 労働者死傷病報告の報告事項で、個人事業者等の場合に不要な報告事項（常時使用する労働者の数、派遣労働者の場合における派遣先の事業場の名称等の情報）は削除している。

（4）報告主体は、個人事業者が上記（1）②に基づき、法令上の義務となる業務上災害の報告を行ったことを理由として、不利益取扱いを行ってはならないこととする。

（5）その他所要の改正

3. 公布日等

公布日：令和7年11月（予定）

施行期日：令和9年1月1日

4. 経過措置

電子申請によることが困難な場合における紙媒体での報告を当面の間認める旨を規定

運用にあたっての対応

報告制度の円滑化のため、通達等で示す事項（案）

【報告制度の適正化】

- 「労働者と同じ場所」等の考え方の明示
- 不利益取扱いの具体的な内容について
- 個人事業者に報告主体への報告義務が生ずる場合の具体的なケースの例示
- 報告主体への報告義務とは別に個人事業者が監督署へ行う情報提供について
- 特定注文者や災害発生場所管理事業者を報告主体とする考え方や報告義務と災害防止上の責任との違いについて
- 報告主体が災害発生的事实を知り得なかった場合における報告義務の考え方について
- 個々の事案における作業態様や事業場の管理実態を踏まえた災害発生場所管理事業者の考え方
- 災害発生場所管理事業者が報告義務を負う災害の範囲について
- 個人事業者が災害発生場所管理事業者に対して報告義務を果たす上での注文者の関与の在り方について
- 報告対象とならない災害（休業4日未満の災害や労働者と異なる場所で就業していた場合の災害等）に関する監督署への情報提供について

【報告者等の負担軽減】

- 業務上災害報告の書式の作成・周知について
- 災害報告制度の適正な運営に当たっての個人事業者、報告主体の負担に配慮した環境整備について

【関係団体による支援等】

- 個人事業者等から自身が加入している業種・職種別団体に対する業務上災害に関する情報共有について
- 業種・職種別団体による災害の把握及び災害発生状況の分析及びその結果の加入者への周知について

【災害報告データの活用等】

- 国による災害データの分析及びデータ公表による利活用の促進について

【周知】

- 新たな報告制度であることを踏まえた個人事業者等や報告主体となり得る関係者に対する周知について

< 参考 >

ひと、くらし、みらいのために

【各論③】 その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等 —災害報告制度—

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

（１）個人事業者等の業務上の災害の把握の仕組み

対応案

- 個人事業者等の業務上災害については、現在、網羅的に把握する仕組みがないことから、災害防止対策の企画・立案の観点から、個人事業者等の業務上災害の把握のための監督署への報告に係る仕組みを構築することとしてはどうか。

ア 報告対象

対応案

- 監督署への報告を義務付ける対象とする個人事業者等の業務上災害については、労働者死傷病報告に係る規定等を踏まえ、休業４日以上之死傷災害としてはどうか。

イ 報告主体

対応案

- 業務上災害の報告制度の目的が今後の災害防止対策の企画・立案に資するためであることを踏まえれば、その報告主体は、①被災時に個人事業者等が行っていた業務の内容を把握している者、②災害発生場所の状況を把握している者、であることが適当ではないか。
- これらをいずれも満たすのは、被災者である個人事業者等自身のほか、仕事の注文者であって、災害発生場所（事業場等）において業務を行っている者（「特定注文者」）や、災害発生場所（事業場等）を管理する事業者（「災害発生場所管理事業者」）が考えられるのではないか。
※以下、「特定注文者」、「災害発生場所管理事業者」を併せて「特定注文者等」という。
- 特定注文者について、重層請負構造によって仕事が行われるような場合において、直近上位の注文者が災害発生場所に来ることが一切ない場合は、災害発生場所で業務を行う一つ上位の注文者（当該注文者も災害発生場所に来ることが一切ない場合は、さらにその上位の注文者。以下、最先次の注文者まで同じ。）を特定注文者としてはどうか。

【各論③】 その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等 －災害報告制度－

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

（続き）

対応案

- 個人事業者等自身が災害発生的事实を伝達・報告することが可能な場合については、個人事業者等自身に特定注文者等への報告を義務付けるとともに、当該報告を受けた「特定注文者」（特定注文者が存在しない場合は「災害発生場所管理事業者」）が当該報告内容を踏まえ、必要に応じ、注文している業務の内容や災害発生場所の状況等の必要事項を補足した上で、当該特定注文者等に対して監督署に報告することを義務付けてはどうか。
- 個人事業者等自身が災害発生的事实を伝達・報告することが不可能な場合は、「特定注文者」（特定注文者が存在しない場合は「災害発生場所管理事業者」）に監督署に対する業務上災害の報告を義務付けることとしてはどうか。
- 被災した個人事業者等が中小事業の事業主又は役員である場合には、所属企業が監督署に報告することを義務付けてはどうか。
- 総論②の考え方を踏まえれば、上記の報告を義務付けるのは、災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合に限ることとしてはどうか。
※個人事業者等が労働者とは異なる場所で就業していた際の業務上災害については、p. 22で記載しているとおり、情報提供としてはどうか。

【各論③】 その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等 －災害報告制度－

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

（続き）

対応案

- 休業4日以上の報告義務対象の業務上災害について、労働者とは異なる場所で就業していた場合には報告義務の対象とはしないが、特定注文者等に対し、情報提供を求めることとしてはどうか。また、個人事業者等が一般消費者から住宅建築を元請として請け負った場合など、特定注文者等が存在しない場合についても、報告義務の対象とはせず、
 - ・個人事業者等が災害発生的事实を伝達・報告することが不可能な場合にあっては、業務上災害の幅広い把握のため、個人事業者等が業種・職種別団体（特別加入団体を含む。以下同じ。）に加入している場合には、当該団体が監督署に情報提供できることとしてはどうか。
 - ・個人事業者等が災害発生的事实を伝達・報告することが可能な場合にあっては、個人事業者等自身が監督署に情報提供することとしてはどうか。
- 休業4日未満の報告義務対象ではない業務上災害についても、個人事業者等による業務上の災害を幅広く把握する観点や、報告制度の実効性を高める観点からは、報告義務対象とならない業務上災害（事業場で発生したものを含む。）について、個人事業者等自身や個人事業者等が加入する業種・職種別団体が可能な範囲で監督署に対し情報提供できることとしてはどうか。

【各論③】 その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等 －災害報告制度－

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

ウ 報告時期

対応案

- 報告対象が休業4日以上之死傷災害であることを踏まえ、報告義務が課される業務上災害に該当する場合は、労働者死傷病報告の場合と同様、個々の災害について、当該災害の発生を把握した後、「遅滞なく」報告を求めることとしてはどうか。

エ 罰則の適用

対応案

- 報告主体となる個人事業者等は自身が被災していることや、特定注文者等にとっては、雇用関係や（災害発生場所管理事業者については）請負関係にない者の災害について報告するという特殊性を踏まえれば、罰則を適用することは適当でないと考えられるため、報告を義務付ける場合は「罰則なしの義務規定」としてはどうか。

オ 報告事項

対応案

- 報告事項については、労働者死傷病報告についての集計・分析の現状を踏まえ、個人事業者等による業務上の災害の集計・分析及びその結果を踏まえた対策の企画・立案の観点から、個人事業者等の業務上災害の概要を把握するために必要な項目として、労働者死傷病報告における報告事項を参考として、加えて、特定注文者等の報告者に関する情報や、被災した個人事業者の労災保険の特別加入の有無等について報告を求めることとしてはどうか。

【各論③】 その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等 －災害報告制度－

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

カ 報告を行ったことによる不利益取扱いの禁止

対応案

- 特定注文者等は個人事業者等が義務対象である業務上災害の報告を特定注文者等に対して行ったことを理由として、不利益取扱いを行ってはならないこととするべきではないか。
- 不利益取扱いの内容としては、雇用関係にある労働者に対する不利益取扱いとは性質が異なることから、不利益取扱いに該当する具体例について、代表的なものを法令で明示するとともに、全体像を通達等で示すこととしてはどうか。

業務上災害報告制度の詳細な運用等のあり方

対応案

- 監督署への報告義務主体である特定注文者等について、雇用関係や請負関係にない場合がある者の災害を報告するという特殊性を踏まえ、こうした報告等については、電子申請システムを活用し、個人事業者から報告を受けた内容を監督署への報告の際に活用できるようにするなど、特定注文者等にとって過度な負担とならないような環境整備を図るとともに、報告制度の普及・定着を図ることとしてはどうか。
 - その他、
 - ・ 報告主体の考え方における「個人事業者等自身が災害発生的事实を伝達・報告することが不可能な場合」（資料8 ページ）について、個人事業者等が死亡した場合や入院中の場合等、具体的なケースの通達等での提示
 - ・ 個人事業者等が災害発生的事实を伝達・報告することが可能な場合において、特定注文者等による監督署への報告とは別に、個人事業者等自身が監督署へ情報提供を行うことが可能である旨の通達等での明示
- を含めた報告制度の詳細な運用等については、検討会報告書に示されている事項や、本分科会で議論等がなされた事項を踏まえ、ガイドライン等で示すこととしてはどうか。

【各論③】 その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等 －災害報告制度－

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

（2）脳・心臓疾患及び精神障害の報告の仕組み

対応案

- 個人事業者の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案については、原因の特定が困難な場合があることや、個人情報保護の観点等から、他の業務上災害とは区別して、個人事業者自身が労働基準監督署に報告することができる仕組みを整備することとしてはどうか。
- その際は、業種・職種別団体が当該個人事業者による報告を代行する等の支援をすることができることとしてはどうか。
- 報告事項については、労働者死傷病報告についての集計・分析の現状を踏まえ、個人事業者等による業務上の脳・心臓疾患や精神障害の災害の集計・分析及びその結果を踏まえた対策の企画・立案の観点から、個人事業者等の業務上の脳・心臓疾患や精神障害の災害の概要を把握するために必要な項目として、労働者死傷病報告における報告事項を参考として、加えて、報告を代行する業種・職種別団体等に関する情報や、被災した個人事業者の労災保険の特別加入の有無等について報告を求めることとしてはどうか。

【各論③】 その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等 －災害報告制度－

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

《委員からのご指摘のうち、今後の詳細検討に当たって考慮すべきもの》

【報告対象】

- 報告義務の対象となるのは、労働者と同じ場所で就業する場合に被災した災害に限定されるが、なるべく多くの災害を把握する観点からは、そのような災害についても法令での義務付けも含め、積極的に把握できるようにすべき。

【報告主体】

- 個人事業者等の災害には、つまずきや転倒など、施設を管理する者（災害発生場所管理事業者）とは直接関係のない災害もあることから、直近上位の注文者が災害発生場所で業務を行っていない場合（特定注文者が存在しない）であっても、当該注文者にも災害発生的事实を情報提供すべき。
- 実効性を高めるため、「労働者と同じ場所」等の考え方を示すことにより、報告主体になり得る者（個人事業者等が出入りするスーパーのバックヤードを管理する者等）に分かりやすく周知すること。
- 商業施設等のバックヤード等における災害について、災害発生場所管理事業者が契約関係にもない者について災害報告を行うことは負担が大きいと、その場にいないとしても、注文者にも一定の役割を担っていただくべきではないか。

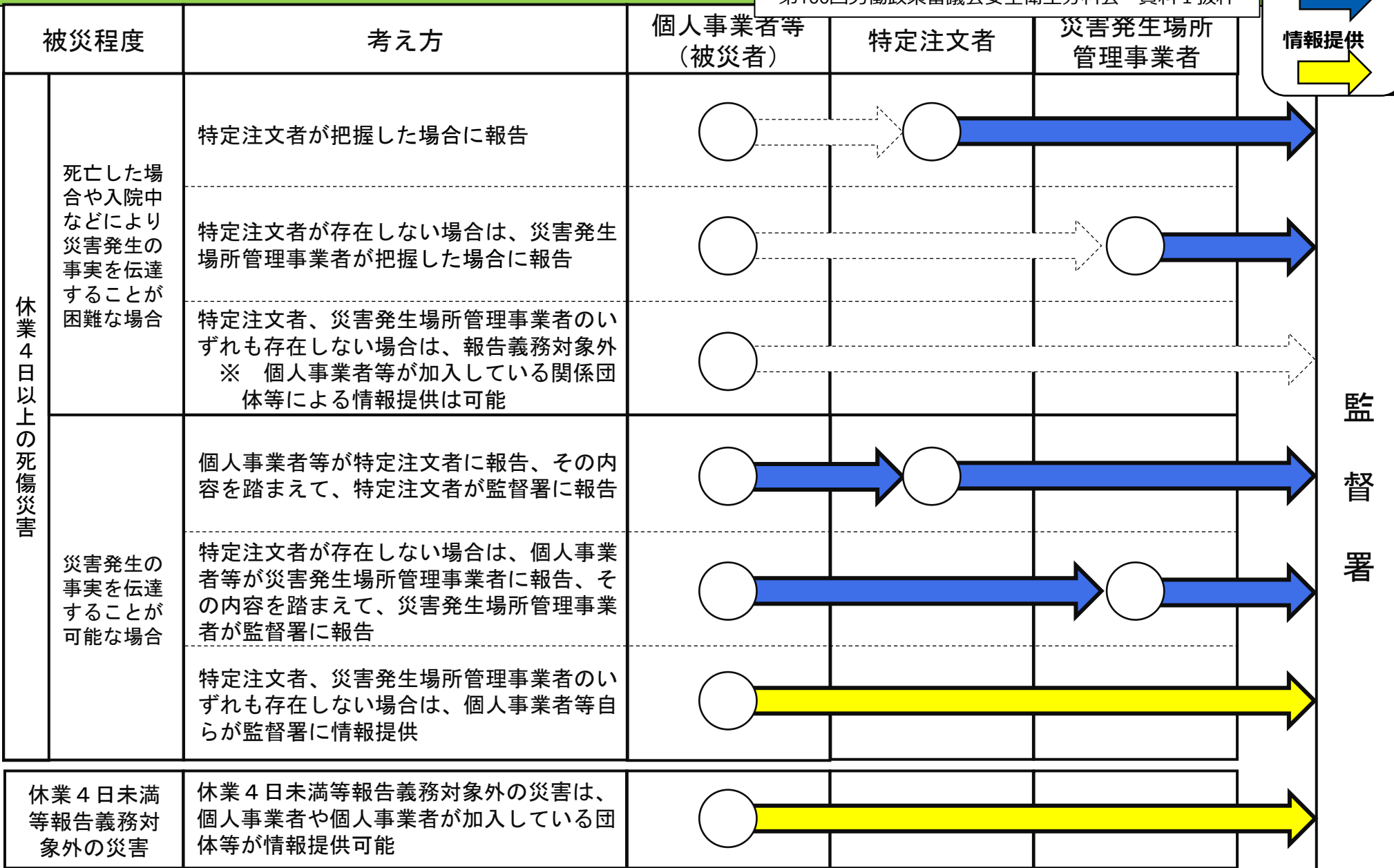
【報告データの活用】

- 災害報告制度によって把握したデータについては、高年齢就業者の雇用の安定や就業環境の整備、労災保険の特別加入の制度見直し等の検討に積極的に活用すべき。
- 把握したデータは、個人情報を除き、可能な限り生データに近い形で公開すべき。
- 報告制度については、制度の運用状況を踏まえ、実効性が乏しい場合には、罰則化も含め必要な見直しを行うべき。
- 報告制度をはじめとする対策の強化がなされる中、その円滑な施行に当たっては、労働基準行政の体制強化を図るべき。
- 電子申請を基本とするに当たっては、デジタル技術に精通していない者に対しても配慮すること。

(参考) 個人事業者等の業務上災害報告制度に係るイメージ図

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

報告義務※
(罰則なし)



※ 災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業していた場合に限る。
また、個人事業者等が中小企業経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。

【参考】検討会報告書（抜粋）：個人事業者等の業務上災害の報告制度関係

※ 安全衛生分科会において論点としては提示しなかったが通達等で示す必要があると考えられる事項

イ 報告主体

【報告主体を選定する際の基本的考え方】

○ 特定注文者や災害発生場所管理事業者を報告主体に含めるのは、災害発生の実態や報告事項を把握しやすい立場にあることを踏まえてのものであるため、報告対象となる業務上災害のすべてについて、災害防止上の責任を負うものではない点に留意する必要があるとあり、通達等でその旨を明確化することとする。

【個人事業者等が死亡した場合や入院中など災害発生の実態を伝達・報告することが不可能な場合】

○ 特定注文者又は災害発生場所管理事業者に報告義務が生じるのは、災害の発生を現認し、又は被災者の救助や救急搬送等の実態を把握した場合のほか、仕事の性質上又は災害発生場所の管理権原を有する立場から、災害の発生を当然に把握すべき立場にある場合が含まれるものであるが、災害発生の実態を知り得なかった場合についてまで報告義務を負う趣旨ではない旨を通達等で明確にすることとする。

【特定注文者の適用について】

○ 被災した個人事業者の仕事に注文している者が個人事業者であって、災害発生場所（事業場等）において業務を行っている場合には、当該個人事業者を特定注文者とする。

【災害発生場所管理事業者の適用について】

○ 個々の事案における作業態様や事業場の管理実態によっては、災害発生場所となった事業場等の全体を管理する者に災害の把握・報告を一律に求めることが適当でない場合も考えられることから、災害発生場所管理事業者の適用について、以下のような内容を通達等で示すこととする。

・ 特定注文者が存在しない場合に報告主体となる災害発生場所管理事業者は、原則として、災害発生場所である事業場等の全体を管理する者とするが、災害発生場所となった事業場等の一部を他者の管理に委ね、当該部分については独立した管理がなされているような場合等については、当該部分を管理する者を報告主体として取り扱うこと。

（例）

災害事例：大規模商業施設のバックヤードで発生した災害

報告主体：バックヤードの管理を委託された物流業者

キ 業種・職種別団体に対する情報共有

○ 業種・職種別団体の同種災害防止等の取組の推進に資するため、①個人事業者等が特定注文者や災害発生場所管理事業者に報告した情報や②個人事業者自らが監督署に情報提供した情報について、個人事業者等から、当該個人事業者等が加入している業種・職種別団体に対して共有することが望ましい旨を通達等で示すこととする。

ク 報告制度に関する周知について

○ 上記報告制度は、新たに創設される制度であり、雇用関係にない者や請負関係にない者の災害に係る報告を特定注文者や災害発生場所管理事業者に義務付けるものであるほか、①被災者である個人事業者等が災害発生の実態を伝達・報告可能であるか否か、②特定注文者や災害発生場所管理事業者が災害発生場所に存在するか否かによって報告義務を負う者が異なることとなる。このため、国は、個人事業者等のみならず、報告主体となり得る関係者に対して幅広く、分かりやすい形で制度の内容を周知することとする。

（3）業務上災害の分析等

○ 個人事業者等が、自らが属する業種・業態における災害の傾向を把握することが可能となるよう、国は、労働者死傷病報告と同様、個人事業者等による災害データを分析・公表することとする。

○ 業種・職種別団体は、災害の把握及び災害発生状況を分析し、その結果及びその結果を踏まえて必要となる災害防止対策について加入者に対して周知するよう努めることとする。

※ なお、業務上災害の情報は個人情報に該当する場合があるので、その取扱い等については「個人情報の保護に関する法律」を踏まえて、通達で示すこととする。

（参考）労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第３３号） 附帯決議（個人事業者関係①）

参議院厚生労働委員会（令和７年４月１０日）

- 一 個人事業者等が新たに労働安全衛生法の適用対象となることに鑑み、制度の理解不足に起因する法令違反が発生することのないよう、発注時における注文者・事業者からの説明を含め、個人事業者等に対する制度の周知徹底を図るとともに、研修等を実施する者に対して支援を行うこと。また、個人事業者等が法令を遵守していない場合には、注文者・事業者から個人事業者等に対して適切な説明等が行われるよう、必要な指導を行うこと。
- 二 新設される業務上災害報告制度を活用し、個人事業者等による災害事例の収集・分析を進めるとともに、適宜、災害防止対策に反映すること。また、報告を行った個人事業者等に対して、注文者・事業者が不利益な取扱いを行うことのないよう必要な監督・指導を行うこと。さらに、個人事業者等の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案の発生を防止するため、個人事業者等自身等が労働基準監督署に報告する仕組みの整備を通じ、個人事業者等の過重労働・過労死防止の一層の強化を図ること。
- 三 労働災害防止の取組は現場の労使が一体となって協力・連携して行う必要があることを改めて徹底し、安全委員会や衛生委員会において労働者及び新たに対象となる個人事業者等の危険又は健康障害を防止するための対策等の重要事項について個人事業者等の意見を踏まえた十分な調査・審議が行われ、その結果を踏まえた対策が労働者のみならず個人事業者等にも周知徹底されるよう、適切な助言・指導を行うこと。
- 四 個人事業者等が労働者と異なる場所で労働者と類似の作業を行う場合や、プラットフォームに対する規制の在り方について、本法の施行状況を踏まえ、特殊健康診断・熱中症対策費用等の労働安全経費に係る負担の在り方を含めて検討すること。
- 五 本法の内容と密接に関わるＩＬＯ第百五十五号条約の早期批准に向けて、速やかに手続を行うとともに、その誠実な履行に向けて準備を行うこと。

（参考）労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第３３号） 附帯決議（個人事業者関係②）

衆議院厚生労働委員会（令和７年５月７日）

- 一 個人事業者等が新たに労働安全衛生法の適用対象となることに鑑み、制度の理解不足に起因する法令違反が発生することのないよう、発注時における注文者・事業者からの説明を含め、個人事業者等に対する制度の周知徹底を図るとともに、研修等を実施する者に対して支援を行うこと。また、個人事業者等が法令を遵守していない場合には、注文者・事業者から個人事業者等に対して適切な説明等が行われるよう、必要な指導を行うこと。（参一と同様。）
- 二 労働安全衛生法の適用対象となる範囲を明確化するため、作業従事者に含まれる者の範囲を具体的に明らかにすること。また、法令違反に関する労働基準監督署長等への申告制度について、作業従事者が申告したことを理由とした不利益取扱いが禁止されていることの周知徹底を図るとともに、取引停止等の不利益な取扱いがなされた場合は罰則の適用も含め、厳正に対処すること。
- 三 新設される業務上災害報告制度を活用し、個人事業者等による災害事例の収集・分析を進めるとともに、適宜、災害防止対策に反映すること。また、報告を行った個人事業者等に対して、注文者・事業者が不利益な取扱いを行うことのないよう必要な監督・指導を行うこと。さらに、個人事業者等の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案の発生を防止するため、個人事業者等自身等が労働基準監督署に報告する仕組みの整備を通じ、個人事業者等の過重労働・過労死防止の一層の強化を図ること。（参二と同様。）
- 四 労働災害防止の取組は現場の労使が一体となって協力・連携して行う必要があることを改めて徹底し、安全委員会や衛生委員会において労働者及び新たに対象となる個人事業者等の危険又は健康障害を防止するための対策等の重要事項について個人事業者等の意見を踏まえた十分な調査・審議が行われ、その結果を踏まえた対策が労働者のみならず個人事業者等にも周知徹底されるよう、適切な助言・指導を行うこと。（参三と同様。）
- 五 個人事業者等が労働者と異なる場所で労働者と類似の作業を行う場合や、プラットフォームに対する安全衛生対策について、本法の施行状況を踏まえ、必要な検討を行うこと。（参四と同様。）
- 六 個人事業者等が改正法に基づき受講する講習費用等の安全衛生経費が適正に価格転嫁されるよう、ガイドラインの策定を含め、関係省庁と連携し対策を実施すること。
- 七 本法の内容と密接に関わるＩＬＯ第百五十五号条約の早期批准に向けて、速やかに手続を行うとともに、その誠実な履行に向けて準備を行うこと。（参五と同様。）
- 二十 事業場において労働者と同一の場所において作業を行う作業従事者に対する安全衛生を事業場管理者が十分配慮し、そのために必要な対策をとるよう、周知・指導に努めること。
- 二十九 芸能従事者の健康確保を図るため、芸能従事者の業務の特性を踏まえたガイドラインの策定等必要な対策を行うこと。また、一定の要件を満たせば使用することができるとする児童の労働環境について、実態を把握し、必要に応じて労働災害防止対策を講ずること。